

工事仕様書

1. 工事件名

志免町民体育館改修工事

2. 工事場所

志免町 志免中央一丁目 10 番 1 号 地内

3. 工事期間

契約日(議決日) の翌日から 令和 9 年 8 月 31 日まで

本工事は、落札決定の日から 7 日以内に仮契約を締結し、志免町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年志免町条例第 66 号)の規定による議会の議決又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項の規定による専決処分をもって本契約として成立するものとする。

4. 工事概要

志免町民体育館は、築 39 年を経過し内外部共に老朽化が進行している。本工事は、「志免町公共施設個別施設計画」において目標使用年数 80 年を達成するために必要な長寿命化改修を行うとともに、時代の変化に伴って求められる機能や社会的ニーズに対応した機能向上改修を行うことで、町民から長く親しまれる体育館にすることを目的とする。

5. 関連法令

次の関係法令その他に基づいて施工すること。

- (1) 建築基準法、同施行令、同施行規則、同告示
- (2) 建設業法、同施行令、同施行規則
- (3) 労働安全衛生法、同施行令、労働安全衛生規則
- (4) 廃棄物の清掃及び処理に関する法律、同施行令、同施行規則
- (5) その他関係法令

6. 配布図面等

(1) 設計図書

次の①②を志免町ホームページよりダウンロードすること。また、内訳明細書の数量は参考とし、設計図を最優先として入札に臨むこと。なお、入札後における内訳明細書に関する疑義は問わないものとする。

- | | |
|-------------|-----|
| ① 設計図(A3 版) | 1 部 |
| ② 設計書(A4 版) | 1 部 |

(2) 標準仕様書

本工事は特記仕様書のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(以下、全て最新版とする)の「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」により施工するものとする。

(3) 工事範囲

配布図書に含まれるもの及び質疑回答書とする。

7. 説明条件

すべての設計図書は相互に補完するものとし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は次の①から④までの順番とする。

- ① 質疑回答書
- ② 特記仕様書
- ③ 設計図書
- ④ 工事仕様書

そのほか以下の点に留意すること。

- (1) 本工事の内訳数量については参考数量とする。
- (2) 図面上に記載されたメーカー指定品等は、グレードを表すものであり、同等品以上と監理者が承諾した場合のみ変更することができる。
- (3) 仕様書記載の図書及び書類、その他監督員の指示する図書及び書類、写真等は監督員と相談の上、期日までに提出すること。
- (4) 設計図書や監督員の指示以外の作業を行う場合は、事前に監督員と協議を行い、監督員の承諾を受けて実施すること。

8. 現地調査

- (1) 改修する建物・設備及び外構の事前調査を行い、その状況を十分に確認した上で施工計画を作成し、関係各課と必要な打ち合わせを行うこと。また、工事期間中は工程や作業内容を見やすい場所へ掲示して周知すること。
- (2) 現場事務所・倉庫・その他仮設物の位置については、監督員と打合せの上決定すること。
- (3) 現場調査、実測、施工図の作成等を行った結果、設計図面との相違が確認された場合は、監督員と変更に関する協議を行った後に承諾を受けて工事着手すること。
- (4) スイッチ・コンセント類の取り付け位置については設計図書の位置を原則とするが、現場の状況を踏まえて適宜検討すること。
- (5) 本業務と関係ない箇所であっても、建物の耐久性等に影響する劣化を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。

9. 協力事業者等・各種見本の承諾

- (1) 着工前に速やかに協力事業者等の名簿を提出し、監督員の承諾を受けること。
- (2) 各種見本は速やかに取り揃え、監督員の承諾を受けること。

10. 設計変更

設計変更については、建築主、監理者、受注者の3者協議の上で行うものとする。

11. 近隣対策及び苦情等の対応

- (1) 隣接する周辺施設等には、本工事に係る騒音・振動・粉塵などの苦情・事故がないよう細心の注意を払い施工すること。
- (2) 施工時に騒音・振動等が発生する作業がある場合は、事前に監督員へ報告するとともに、近隣住民等へ周知し、苦情が出ないように十分留意すること。
- (3) 資材搬入経路等を十分に検討し、出入口に洗車場を設置する等、常時清掃を行い周辺施設利用者や近隣住民に迷惑を掛けないよう維持管理に努めること。また、全作業において騒音と危険災害防止に充分注意すること。
- (4) 施工中は安全管理を徹底し、安全確保に努めること。また、工事車両や大型車両が出入りする場合は、交通誘導員の配置や予定工程の事前周知などに配慮すること。
- (5) 近隣から苦情の申し入れがあった場合は、受注者の責任と負担のもと、適切な対処を行うとともに、対応を含めて監督員へ速やかに報告すること。
- (6) 施工時の車両の駐停車は、周辺施設利用者や近隣住民の迷惑にならないよう十分に注意すること。なお、発注者が指定する駐車場でスペースが不足する場合は、受注者の費用負担において駐車場等を確保すること。(中の坪公園駐車場には決して駐車しないこと)
※現場事務所、仮設足場は中の坪公園内に設置しないこと

12. その他追加事項

- (1) 着工に先立ち、工法・作業時間・作業工程・公害対策等を検討の上、監督員の承諾を受けて工事着手すること。
- (2) 工事の施工のため既存施設等を破損した場合は、監督員に連絡の上、速やかに原形に復旧すること。
- (3) 「公共工事における環境配慮指針」に基づき、工事に伴う騒音・振動・粉塵・排出ガス等の一層の低減化、並びに環境負荷の少ない材料及び施工方法を選び産業廃棄物等の減量化に努めること。
- (4) 環境負荷の少ない施工方法で工事を行うとともに、工事中の省エネ・節水・出入り車両の整備励行・アイドリングストップ等に努めること。
- (5) 産業廃棄物の処理については、関係法令(マニフェストシステム等)により適正に処理すること。
- (6) 労働災害等の防止に努め、特に電気・ガス・水道管等の公共埋設物、架空線等に近接する箇所を施工する場合には、予め監督員及び関係機関と協議し必要な措置を講じること。
- (7) 関係法令に基づき、労働条件等(下請契約、週40時間労働等)は適正に対処すること。
- (8) 監督員並びに監理者と随時必要な調整を行うとともに、各種完成期日を遵守すること。
※受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、志免町内に主たる営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めるものとする。

(9)週休 2 日工事(通期の週休 2 日制)

- ①.週休 2 日工事の対象工事について 本工事は週休 2 日工事の対象工事であり、週休 2 日を考慮した工期を設定している。
- ②発注方式・週休 2 日工事の区分について 発注者指定方式の通期の週休 2 日制とする。
- ③費用の補正について 本工事は、労務費を補正して予定価格を作成している。週休 2 日が達成されなかった場合は、補正係数を除した請負代金額へ減額変更する。
- ④補正率は「志免町週休 2 日工事(建築関係)実施要領」を参照すること。
- ⑤実施に当たっては「志免町週休 2 日工事(建築関係)実施要領」に基づき行うこと。
- ⑥「志免町週休 2 日工事(建築関係)実施要領」は志免町ホームページから入手すること。

13. 官公庁その他手続き

- (1) 工事施工に必要な手続き、道路や他人所有(管理)の土地等の手続きが発生する場合は、一切受注者において行い、その費用は受注者の負担とする。
- (2) 工事完了に伴う検査等の申請費用は受注者の負担とする。
- (3) 工事期間中及び試験運転費用の電気及び水道料金は、全て受注者の負担とする。
- (4) 工事に係る光熱水費は受注者負担とするため、仮設工事などを行い発注者の使用料と区別すること。

14. 提出書類

(1) 契約時

- | | |
|-------------------------|----|
| ① 着手届(町様式) | 1部 |
| ② 現場代理人及び主任技術者等通知書(町様式) | 1部 |
| ③ 建退協掛金収納書 | 1部 |

(2) 着工前

- | | |
|--------------|----|
| ① 施工計画書 | 1部 |
| ② 計画工程表 | 1部 |
| ③ 材料承認願(町様式) | 1部 |
| ④ 施工体制台帳 | 1部 |
| ⑤ 再下請負通知書 | 1部 |
| ⑥ 施工体系図 | 1部 |

(3) 施工後

- | | |
|-----------------------|----|
| ①完了届(町様式) | 1部 |
| ② 実施工程表 | 1部 |
| ③ 写真台帳 | 1式 |
| ④ 出荷証明書(木材は産地記載があるもの) | 1部 |
| ⑤ 木材使用に係る資料(図面、一覧表など) | 1式 |
| ⑥ 保証書(機器等) | 1部 |
| ⑦ 各官公庁提出書類 | 1部 |
| ⑧ 竣工図(A3 二つ折り製本) | 1部 |

⑨ 竣工図データ(JWW, PDF)	1式
⑩ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票、E票の写し	1部
⑪ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)集計表	1部
⑫ 各種試験成績表	1部
(4) 各工程着手前随時	
① 下請業者一覧表	1部

15. 竣工後の点検

- (1) 工事竣工の1年後、建築主・監理者・受注者の3者立ち会いのもとに定期検査を行うこと。